

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第11号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の適正処理及び減量化を促進することにより、良好な生活環境を形成し、もって市民の快適な生活に寄与することを目的とする。

(平14条例44・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

- (1) 定期収集家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥等を除く。次号において同じ。)のうち、市が法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)により定期的に収集することとしたものをいう。
- (2) 大型ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のうち規則で定めるもの及び特に市長が認めるものをいう。
- (3) 収集場所 市が定期収集家庭廃棄物を収集する場所をいう。

(平19条例45・全改)

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の適正処理及び減量化を促進するため、処理施設の整備、再資源化等の啓発その他必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、生活において、一般廃棄物の再資源化等に努め、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の処理を適正に遂行し、再資源化等に取り組み、市が実施する施策に協力しなければならない。

(処理業者の責務)

第6条 一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者は、相互に協調して業務の改善を図り、市が実施する施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、処理計画を定め、これを告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 処理計画においては、一般廃棄物の種類に応じて収集方法その他処理に関する事項を定めるものとする。

3 市民、事業者及び一般廃棄物処理業者は、処理計画に従い一般廃棄物の適正処理及び減量化に努め、市の行う処理に協力しなければならない。

(平19条例45・一部改正)

(指導又は助言)

第7条の2 市長は、廃棄物の適正処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(平20条例118・追加)

(一般廃棄物処理施設の届出に関する事項)

第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第5条の6第1号に規定する一般廃棄物処理施設の種類のほか、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

2 令第5条の6第2号に規定する縦覧の場所及び期間は、規則で定める。

3 令第5条の6第3号に規定する意見書の提出先及び提出期限は、規則で定める。

(平10条例32・追加、平14条例45・平23条例18・一部改正)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出に関する事項)

第8条の2 令第5条の6の2第1項第1号に規定する一般廃棄物処理施設の種類のほか、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

2 令第5条の6の2第1項第2号に規定する縦覧の場所及び期間は、規則で定める。

3 令第5条の6の2第2項に規定する意見書の提出先及び提出期限は、規則で定める。

(平28条例86・追加)

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第8条の3 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び

- 化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(平24条例106・追加、平28条例86・旧第8条の2繰下、平30条例92・一部改正)

(市の一般廃棄物の処理)

第9条 市は、処理計画に従い、次に掲げる一般廃棄物を処理しなければならない。

- (1) 収集場所に搬出された定期収集家庭廃棄物
- (2) [次条第4項](#)の規定により搬出された大型ごみ
- (3) 市の処理施設へ持ち込まれたごみ並びにし尿及び浄化槽汚泥等
- (4) [前3号](#)に定めるもののほか、市が処理するものとした一般廃棄物
(平19条例45・全改、平20条例118・一部改正)

(一般廃棄物の搬出方法等)

第10条 市民は、定期収集家庭廃棄物を市の定期の収集により処分しようとする場合は、適正に分別し収集場所に搬出する等、市が行う処理に協力しなければならない。

- 2 市民は、[前項](#)の場合においては、所定の袋に収納すること等により、定期収集家庭廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発散しないようにするものとする。
- 3 市民は、定期収集家庭廃棄物のうち、規則で定める燃やすごみ(以下「燃やすごみ」という。)及び規則で定める埋立ごみ(以下「埋立ごみ」という。)を市の定期の収集により処分しようとするときは、指定収集袋に収納し、収集場所に搬出しなければならない。ただし、指定収集袋に収納することができないもので規則で定めるものについては、規則で定める方法により、収集場所に搬出しなければならない。
- 4 市民は、大型ごみを市の収集により処分しようとするときは、あらかじめ市長に収集の申込みをし、[第16条第5項](#)の規定により交付された大型ごみ処理券を当該大型ごみに貼付して搬出しなければならない。
- 5 市民は、[第1項](#)及び[前項](#)の方法によらずごみを処分しようとするとき(自ら処分する場合を除く。)は、適正に分別して市の処理施設へ持ち込む等、市が行う一般廃棄物の処理に関する施策に協力しなければならない。
- 6 事業者は、ごみを適正に分別して市の処理施設へ持ち込む等、市が行う処理に協力しなければならない。
- 7 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物を適正に分別して収集する等、市が行う処理に協力しなければならない。

(平4条例62・一部改正、平10条例32・旧第9条繰下、平13条例25・平19条例45・平20条例118・一部改正)

(一般廃棄物の収集の届出)

第11条 定期収集家庭廃棄物の収集を受けようとする市民は、収集場所について、相当数の世帯ごとに、あらかじめその代表者が市長に届け出なければならない。

- 2 規則で定める共同住宅等を建設しようとする者は、定期収集家庭廃棄物の収集を受けようとするときは、当該共同住宅等に設置する収集場所について、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 くみ取便槽に係るし尿の収集を受けようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(平10条例32・旧第10条繰下、平13条例25・平19条例45・一部改正)

(収集場所の管理)

第12条 [前条](#)の収集場所は、これを利用する者が管理しなければならない。

(平10条例32・旧第11条繰下)

(資源物等の収集運搬の禁止等)

第12条の2 市及び規則で定める者(以下「市等」という。)以外の者は、収集場所に搬出された定期収集家庭廃棄物のうち、新聞紙、缶その他再資源化等の対象となる物として規則で定めるもの(以下これらを「資源物等」という。)を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定に違反する行為(以下「持去り違反行為」という。)をしていると認める者に対し、持去り違反行為をしないよう指導することができる。
- 3 市長は、[前項](#)の規定による指導を受けた者が更に持去り違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、持去り違反行為をしないよう勧告することができる。
- 4 市長は、[前項](#)の規定による勧告を受けた者が更に持去り違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、持去り違反行為を行わないよう命ずることができる。
- 5 市長は、[前3項](#)に定めるもののほか、市民と協力することにより、市等以外の者が持去り違反行為をすることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(平19条例45・追加、令2条例26・一部改正)

(公表)

第12条の3 市長は、[前条第4項](#)の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令の内容
 - (2) 当該命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、当該命令に違反した者を特定するために必要な事項として規則で定めるもの
- 2 市長は、[前項](#)の規定による公表をしようとするときは、[前条第4項](#)の規定による命令を受けた者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(令2条例26・追加)

(立入調査等)

第12条の4 市長は、[第12条の2第2項](#)の規定による指導、[同条第3項](#)の規定による勧告及び[同条第4項](#)の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、持去り違反行為の事実及び持去り違反行為をした者の特定のために必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせることができる。

- 2 [前項](#)の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 [第1項](#)の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(令2条例26・追加)
(資源物等の譲受けの禁止等)
- 第12条の5 何人も、[第12条の2第1項](#)の規定に違反して収集され、又は運搬された資源物等を譲り受けてはならない。
- 2 市長は、[前項](#)の規定に違反する行為(以下「譲受け違反行為」という。)をしていると認める者に対し、譲受け違反行為をしないよう指導することができる。
- 3 市長は、[前項](#)の規定による指導を受けた者が更に譲受け違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、譲受け違反行為をしないよう勧告することができる。
- 4 [第12条の3](#)の規定は[前項](#)の規定による勧告を行った場合について、[前条](#)の規定は[第2項](#)の規定による指導及び[前項](#)の規定による勧告を行う場合について準用する。この場合において、[第12条の3](#)の規定中「前条第4項」とあるのは「第12条の5第3項」と、「命令」とあるのは「勧告」と、[第12条の4第1項](#)の規定中「第12条の2第2項」とあるのは「第12条の5第2項」と、「同条第3項」とあるのは「及び同条第3項」と、「勧告及び同条第4項の規定による命令」とあるのは「勧告」と、「持去り違反行為」とあるのは「譲受け違反行為」と読み替えるものとする。
(令2条例26・追加)
(産業廃棄物の処理)
- 第13条 事業者及び産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物を性状等により分別し、適正に処理しなければならない。
- 2 産業廃棄物は、これを収集場所に搬出することができない。
(平10条例32・旧第12条繰下、平13条例25・平19条例45・一部改正)
(産業廃棄物処分業者)
- 第14条 産業廃棄物処分業を行おうとする者は、法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による申請の前に、その計画を市長に届け出なければならない。
- 2 [前項](#)の届出をした者は、産業廃棄物の処理施設等を設置しようとする地域の住民の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、[第1項](#)の規定による届出があったときは、環境との調整等について必要な指導を行うことができる。
(平4条例62・一部改正、平10条例32・旧第13条繰下、平13条例25・平14条例44・平19条例45・一部改正)
(市の産業廃棄物の処分)
- 第15条 市長は、市の処理施設へ持ち込んで処分することができる産業廃棄物の種類、量その他持込みに関する事項を定め、告示するものとする。
- 2 規則で定める事業者は、市の処理施設へ[前項](#)の告示で定める産業廃棄物を持ち込もうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、市の処理施設で行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと認めるときは、産業廃棄物の持込み量を制限することができる。
(平10条例32・旧第14条繰下、平19条例45・一部改正)
(廃棄物処理手数料)
- 第16条 廃棄物の処理に係る手数料は、[別表第1](#)のとおりとする。
- 2 [前項](#)の規定により納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 [第1項](#)の手数料の納付方法については、規則で定める。
- 4 市長は、[第1項](#)の手数料(燃やすごみ及び埋立ごみの収集に係るものに限る。)をあらかじめ納付した者に、指定収集袋を交付する。
- 5 市長は、[第1項](#)の手数料(大型ごみの収集に係るものに限る。)をあらかじめ納付した者に、大型ごみ処理券を交付する。
(平10条例32・旧第15条繰下、平12条例27・平13条例25・平19条例45・平20条例118・一部改正)
(手数料の減免)
- 第17条 災害その他特別の事情があると市長が認めるときは、[前条第1項](#)の手数料を減免することができる。この場合において、市長は、[同条第4項](#)の規定にかかわらず、当該減免を受けた者に、規則で定めるところにより、指定収集袋を交付することができる。
(平10条例32・旧第16条繰下、平19条例45・平20条例118・一部改正)
(許可申請手数料)
- 第18条 廃棄物に係る許可等を受けようとする者は、[別表第2](#)に定めるところにより、手数料を納めなければならない。
(平12条例27・全改、平13条例25・一部改正)
(熊本市行政手続条例の適用除外)
- 第19条 [第12条の2第4項](#)の規定による命令については、[熊本市行政手続条例\(平成10年条例第42号\)第3章](#)の規定は、適用しない。
(平19条例45・追加、令2条例26・一部改正)
(委任)
- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(平10条例32・旧第18条繰下、平19条例45・旧第19条繰下)
(罰則)
- 第21条 [第12条の2第4項](#)の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。
(平19条例45・追加、令2条例26・一部改正)
(両罰規定)
- 第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、[前条](#)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して[同条](#)の罰金刑を科する。
(平19条例45・追加)

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年1月1日から施行する。ただし、[附則第3項](#)及び[第4項](#)の規定は、平成3年2月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた許可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされた処分又は手続とみなす。
 - 3 飽託郡北部町、河内町、飽田町及び天明町の編入の際、現に旧北部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和55年条例第11号)、旧河内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年条例第5号)、旧飽田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和59年条例第2号)又は旧天明町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和55年条例第30号)の規定に基づき一般廃棄物処理業の許可を受けている者は、この条例の相当規定に基づき市長の許可を受けたものとみなす。この場合において、市長の許可の期限は、平成3年3月31日とする。
 - 4 飽託郡北部町、河内町、飽田町及び天明町の編入の際、現に熊本県知事の許可を受けて当該町の区域内で産業廃棄物処理業を営んでいる者が引き続きその業務を営もうとするときは、平成3年8月1日までをその期限とする申出に基づきこの条例の相当規定により市長の許可に切り換えるものとする。この場合において、市長の許可の期限は、従前の許可の期限(許可の期限が付されていないときは、平成8年1月31日)とする。
(鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)
 - 5 旧鹿本郡植木町の区域(当該区域と隣接する区域のうち境界変更によって熊本市へ編入される区域を含む。以下同じ。)における一般廃棄物の搬出方法(燃やすごみを市の定期の収集により処分する場合及び市の処理施設へ持ち込み、処分する場合を除く。)及び収集の届出については、[第10条](#)及び[第11条第2項](#)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
(平22条例59・追加、平25条例76・旧第7項繰上・一部改正、平26条例44・平30条例92・一部改正)
 - 6 旧鹿本郡植木町の区域において、埋立ごみを市の定期の収集により処分する場合の手数料については、[第16条第1項](#)の規定にかかわらず、当分の間、[附則別表](#)のとおりとする。
(平24条例46・追加、平25条例76・旧第9項繰上、平30条例92・一部改正)
- 附則別表(附則第6項関係)
(平30条例92・全改)

単位	金額
小袋(容量が18リットル相当のもの)1袋につき	14円
中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	16円
大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	19円50銭

- 附 則(平成4年3月31日条例第26号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の日以後に行う廃棄物の処理に係る手数料で、同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。
附 則(平成4年12月19日条例第62号)
この条例は、平成5年1月1日から施行する。
附 則(平成9年3月28日条例第28号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成10年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 13 第13条の規定による改正後の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、平成11年1月1日以後の廃棄物の処理に係る手数料から適用し、平成10年1月1日から同年12月31日までの廃棄物の処理に係る手数料については、同表中「200円」とあるのは、「140円」とする。
附 則(平成10年3月31日条例第32号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成12年3月30日条例第27号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成12年12月25日条例第53号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成13年3月30日条例第25号)
この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(平成13年8月20日規則第54号で平成13年9月17日から施行)
(1) 第13条の改正規定、第14条第4項を削る改正規定及び第18条の改正規定 公布の日
(2) 別表第2の改正規定 平成13年4月1日
附 則(平成14年9月24日条例第44号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成14年9月25日条例第45号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成17年3月24日条例第20号)
 - 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後持ち込まれる廃棄物の処理に係る手数料から適用する。
附 則(平成19年3月13日条例第45号)
この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成19年3月30日規則第40号で第12条の次に1条を加える改正規定、第19条を第20条とし、第18条の次に1条を加える改正規定及び第20条の次に2条を加える改正規定を除く部分は、平成19年4月1日から施行)

(平成19年9月19日規則第71号で第12条の次に1条を加える改正規定及び第19条を第20条とし、第18条の次に1条を加える改正規定 平成19年10月1日から施行し、第20条の次に2条を加える改正規定 平成20年4月1日から施行)

附 則(平成20年9月19日条例第91号)

この条例は、平成20年10月6日から施行する。

附 則(平成20年12月24日条例第118号)

(施行期日)

- この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の別表第1の規定(燃やすごみ及び埋立ごみの収集に係るものに限る。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後市が収集する廃棄物の処理に係る手数料について適用する。
- 第1条の規定による改正後の別表第1の規定(市の一般廃棄物の焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するものに係るものに限る。)は、施行日以後持ち込まれる廃棄物の処理に係る手数料について適用する。

(経過措置)

- 第2条の規定による改正後の別表第1の規定(市の一般廃棄物の焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するものに係るものに限る。)は、同条の規定の施行の日以後持ち込まれる廃棄物の処理に係る手数料について適用する。

(準備行為)

- 指定収集袋の交付及び廃棄物の処理に係る手数料(燃やすごみ及び埋立ごみの収集に係るものに限る。)の徴収は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成22年3月8日条例第59号)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成23年3月17日条例第18号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第46号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月26日条例第106号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第76号)

- この条例中第1条の規定は平成26年2月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正前の附則第6項本文及び附則第8項本文の規定により徴収された手数料に係る旧下益城郡富合町及び城南町の区域における指定袋は、同条の施行の日から平成26年7月31日までの間は、それぞれの当該区域内において、定期収集家庭廃棄物の搬出に使用することができるものとする。

附 則(平成26年6月24日条例第44号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成26年9月1日規則第81号で平成26年9月1日から施行)

附 則(平成28年12月20日条例第86号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第31号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月27日条例第92号)

- この条例中第1条の規定は平成31年2月1日から、第2条の規定は同年4月1日から、第3条の規定は同年8月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日条例第26号)

- この条例は、令和2年10月1日から施行する。
- この条例の施行前にこの条例による改正前の第12条の2第2項の規定により必要な措置として講じられた指導又は勧告は、それぞれこの条例による改正後の第12条の2第2項の規定により行われた指導又は同条第3項の規定により行われた勧告とみなす。

別表第1(第16条関係)

(平20条例118・全改・一部改正)

	取扱区分	単位	金額
1	一般廃棄物を市の一般廃棄物の焼却施設(以下「焼却施設」という。)又は市の一般廃棄物の最終処分場(以下「処分場」という。)へ持ち込み、処分するとき(規則で定めるものを除く。)	1回の持込量10キログラムまでごとに	150円
2	燃やすごみを市の定期的収集により処分するとき。	特小袋(容量が5リットル相当のもの)1袋につき	4円
		小袋(容量が15リットル相当のもの)1袋につき	12円
		中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	23円
		大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	35円

3	埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。	小袋(容量が15リットル相当のもの)1袋につき	12円
		中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	23円
		大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	35円
4	大型ごみを市の収集により処分するとき。	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
5	産業廃棄物(第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この表において同じ。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを焼却施設へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込量10キログラムまでごとに	155円
6	産業廃棄物又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込量10キログラムまでごとに	150円

備考 手数料の算定の基礎となる持込量及び品目数については、市長の認定するところによる。
別表第2(第18条関係)

(平12条例27・全改、平12条例53・平13条例25・平19条例45・平23条例18・平30条例31・一部改正)

区分	手数料を徴収する事務	手数料の額 (1件につき)
一般廃棄物収集運搬業	許可申請審査	15,000円
	変更許可申請審査	12,000円
	更新許可申請審査	14,000円
一般廃棄物処分業	許可申請審査	100,000円
	変更許可申請審査	92,000円
	更新許可申請審査	40,000円
産業廃棄物収集運搬業	許可申請審査	81,000円
	変更許可申請審査	71,000円
	更新許可申請審査	73,000円
産業廃棄物処分業	許可申請審査	100,000円
	変更許可申請審査	92,000円
	更新許可申請審査	94,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	許可申請審査	81,000円
	変更許可申請審査	72,000円
	更新許可申請審査	74,000円
特別管理産業廃棄物処分業	許可申請審査	100,000円
	変更許可申請審査	95,000円
	更新許可申請審査	95,000円
法第12条の7に規定する2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例	特例認定申請審査	147,000円
	特例認定変更申請審査	134,000円
一般廃棄物処理施設	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「第8条第4項施設」という。)の設置許可申請審査	130,000円

	第8条第4項 施設以外の一般廃棄物処理施設の設置許可申請審査	110,000円
	第8条第4項 施設の構造又は規模の変更許可申請審査	120,000円
	第8条第4項 施設以外の一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更許可申請審査	100,000円
	譲受け等許可申請審査	70,000円
	合併及び分割認可申請審査	70,000円
	法第9条の2の4第1項に規定する熱回収施設(以下「第9条の2の4第1項施設」という。)の設置者の認定申請審査	33,000円
	第9条の2の4第1項 施設の設置者の認定更新申請審査	20,000円
産業廃棄物処理施設	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設(以下「第15条第4項施設」という。)の設置許可申請審査	140,000円
	第15条第4項 施設以外の産業廃棄物処理施設の設置許可申請審査	120,000円
	第15条第4項 施設の構造又は規模の変更許可申請審査	130,000円
	第15条第4項 施設以外の産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更許可申請審査	110,000円
	譲受け等許可申請審査	70,000円
	合併及び分割認可申請審査	70,000円
	法第15条の3の3第1項に規定する熱回収施設(以下「第15条の3の3第1項施設」という。)の設置者の認定申請審査	33,000円
	第15条の3の3第1項 施設の設置者の認定更新申請審査	20,000円